人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十九号）の施行に伴う人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則及び宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等に係る意見募集について

令和８年 11 月 27 日
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

令和８年６月に公布された人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第39号。以下「改正法」という。）の規定により、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号。改正法により「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律」に改題。以下「宇宙活動法」という。）が一部改正されることとなりました。

宇宙活動法第４条第２項等の規定では、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成29年内閣府令第50号。以下「宇宙活動法施行規則」という。）において、宇宙活動法の実施にあたり必要な手続等を定めることとしています。

ついては、改正法の施行に合わせて、宇宙活動法施行規則において宇宙活動法改正事項を反映し、併せて国会での指摘や外国制度等を踏まえた所要の改正を行うこととしました。

併せて、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間」（以下「審査基準」という。）及び宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律に基づく基準等に関するガイドラインにつきましても、法改正事項の反映及びその他の所要の改正を行います。

また、宇宙活動法第９条第２項並びに宇宙活動法施行規則第９条の２第１項及び第２項に基づく「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第九条の二第一項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める金額を定める件」（令和３年内閣府告示第121号。以下「告示」という。）並びに宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則（令和３年内閣府令第73号。以下「宇宙資源法施行規則」という。）についても、宇宙活動法の題名改正の反映及びその他の所要の改正を行います。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。皆様からいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、施行規則等の改正等の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

１．意見募集対象

意見募集の対象は、以下のとおりです。②を除く①から⑩までは行政手続法（平成５年法律第 88 号）に基づく手続による意見募集の対象、②及び⑪は任意の意見募集として意見募集を行うものです。

①人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則及び宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）
②人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則第九条の二第一項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める金額を定める件（令和３年内閣府告示第 121 号）の一部を改正する告示（案）
③人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく審査基準・標準処理期間の改正案
④人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドラインの改正案
⑤人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関するガイドラインの改正案

⑥打上げ施設の適合認定に関するガイドラインの改正案
⑦人工衛星の管理に係る許可に関するガイドラインの改正案
⑧搭載前人工衛星等の適合認定に関するガイドライン（案）
⑨人工衛星等との衝突防止に係るガイドラインの改正案
⑩軌道上サービスを実施する人工衛星の管理に係る許可に関するガイドラインの改正案
⑪人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく第三者損害賠償制度に関するガイドラインの改正案

２．意見募集期間
令和８年 11 月 27 日（金）０時 00 分から令和８年 12 月 28 日(月)０時 00 分まで（必着）

３．意見の提出方法
次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。なお、お電話での御意見は受け付けかねます。

（１）電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを利用する場合
e-Gov（https://public-comment.e-gov.go.jp/）に掲載されている対象の意見募集案件において、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「意見入力」より提出を行ってください。
提出にあたっては、意見提出フォームにおいて、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、フォーム入力又は電子ファイル添付にて提出してください。
※e-Gov の意見提出フォームから提出できる電子ファイルのサイズは 4 MB までとなっています。

（２）電子メールの場合
g.space_activity_atmark_cao.go.jp
※意見の提出を装ってウイルスメールが送信される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用くださいますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。
※スパムメール防止のため、@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@（半角）に変換し、お送りください。
※提出にあたっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載してください。
※ウイルス対策のため、必ずメール本文に直接御意見を御記入ください。
※判別のため、件名は「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則及び宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等に係る意見」と明記して御提出ください。

（３）郵送の場合
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル 16 階
内閣府宇宙開発戦略推進事務局　宇宙活動法担当 宛
（封筒表面に「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則及び宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等に係る意見募集について」と朱書きしてください。）

４．意見提出に当たっての留意事項
・　意見提出に際して収集した個人情報の取扱いには十分注意し、いただいた御意見の整理のみに利用させていただきます。
・　いただいた御意見の内容につきましては、連絡先を除き、公開される可能性があることをあらかじめ御了承下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。）
また、御意見の中に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合等には、公開の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

５．資料入手方法

資料は、次の方法により入手可能です。

（１）電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public

（２）窓口での配布

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

（東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル 16 階）

６．問合せ先

内閣府宇宙開発戦略推進事務局　宇宙活動法担当

電話：03-6205-7036

郵送で意見提出する場合に使用

（別添）

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則及び宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等に係る意見募集」に関する意見提出用紙

氏　名	（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）
住　所	（法人又は団体の場合は、所在地）
電話番号	
ＦＡＸ番号	
電子メールアドレス	

御意見

・該当箇所（第○条、別表等、どの部分についての御意見か、対象資料名（①～⑪）、該当ページ番号及び該当箇所が分かるように明記してください。）

・意見内容

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）